

1.	招 集 年 月 日	平成16年5月31日		
1.	招 集 の 場 所	西予市議会会議場		
1.	開 散	平成16年5月31日	午前10時00分	
1.	出 席 議 員	平成16年5月31日	午後 3時05分	

[illegible][illegible][illegible]

本日の会議に付した事件
1 仮議席の指定
2 選挙第1号 議長の選挙
追加 議席の指定
追加 会議録署名議員の指名
追加 会期の決定
追加 選挙第2号 副議長の選挙
追加 議事第1号 西予市議会会議規則の制定について
追加 議事第2号 西予市議会委員会条例の制定について
追加 議事第3号 西予市議会傍聴規則の制定について
追加 議事第4号 西予市議会事務局設置条例の制定について
追加 常任委員の選任について
追加 議運委員の選任について

平成16年第1回臨時会(1日目)H16.5.31

追加 承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて
追加 承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて
追加 承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて
追加 承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて
追加 承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて
追加 承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて
追加 承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて

開会 午前10時00分

○吉良事務局長 おはようございます。私、議会担当部長の吉良でございます。
本臨時会は、西予市発足後最初の議会でありますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中浅野豊重議員が年長者でございますので、ご紹介を申し上げます。

浅野議員、よろしく願い申し上げます。

○臨時議長 私、ただいまご紹介を受けました浅野でございます。地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は31名全員であります。

ただいまから平成16年第1回西予市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

臨時議長において作成しました本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、西予市議会会議規則がまだ制定されておりませんので、それまでは発議第1号で提案される西予市議会会議規則案により進行させていただきます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、これより議事の進行については、西予市議会会議規則案により進行させていただきます。

ここで、市長より今議会の招集のごあいさつがあります。

○三好市長 西予市平成16年第1回臨時議会を招集しましたところ、全議員さんの出席をいただきありがとうございます。

本臨時議会は、まさしく新生西予市が発足し、さらに市長、市議が誕生し、本格的に西予市が始動を始める記念すべき最初の市議会であります。

市議会議員各位におかれましては、さきの5月16日に施行されました選挙において、厳しい選挙の洗礼を受け、住民の支持を得てめでたく当選の栄に浴されました。心からお祝いを申し上げます。不肖私も、同時選挙におきまして市民の皆様の多数のご支持をいただき、西予市の初代市長として当選させていただきました。この場をかりまして、厚くお礼を申し上げます。

言うまでもなく、市議会と行政は西予市の車の両輪であります。市長と議員は、市民の直接選挙で選ばれた機関であります。互いに独立した権限を有し、互いの権限を侵さず、また侵されず、対等の立場と地位に立って市民の負託にこたえる必要があります。さらに言うなら、この負託された4年間は、新生西予市をつくる貴重な期間でもあります。是々非々を旨としながら、小異を捨て大同に従い、信頼される西予市をともにつくろうではありませんか。言葉は尽くせませんが、臨時議会招集のごあいさつとさせていただきます。

○臨時議長 次に、理事者及び議員の自己紹介を自席で順次お願いします。

○高山教育長 4月1日から教育長として就任をさせていただいております。よろしくお願いをいたします。高山一直以てでございます。

○森総務企画部長 総務企画部長を拝命いたしております森です。出身は宇和町です。どうかよろしくお願いをいたします。

○安藤建設部長 建設部長を拝命いたしております明浜出身の安藤芳夫です。よろしくお願いをいたします。

○大森産業部長 産業部長を拝命いたしました野村町出身の大森俊彦と申します。どうかよろしくお願いをいたします。

○松本生活福祉部長 生活福祉部長を拝命いたしました三瓶町出身の松本正志でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

○炭倉総務課長 総務課長を拝命しております宇和町出身の炭倉貞明と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

○清水財政課長 財政課長の清水でございます。出身は三瓶町でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

○小玉明浜総合支所長 明浜総合支所長を拝命いたしました小玉若康でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

○森野村総合支所長 野村総合支所長を拝命いたしました森一夫と申します。出身は野村町の溪筋です。よろしくお願いをいたします。

○九鬼城川総合支所長 城川総合支所長を拝命しております九鬼則夫と申します。どうかよろしくお願いをいたします。

○山本三瓶総合支所長 三瓶総合支所長の山本正男と申します。どうかよろしくお願いをいたします。

○河野教育部長 失礼します。教育部長の河野豊昭です。宇和町出身です。よろしくお願いをいたします。

○上甲病院総括事務長 失礼します。病院総括事務長の上甲福重と申します。出身は宇和町です。よろしくお願いをいたします。

○荒井消防本部消防長 消防本部消防長を拝命しております荒井でございます。宇和町出身です。よろしくお願いをいたします。

○清水企画調整課長 企画調整課長を拝命しております清水享司と申します。城川出身です。よろしくお願いをいたします。

(日程1)

○臨時議長 この際、議事の進行上仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

(日程2)

○臨時議長 これより選挙第1号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については投票により行うことに決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

- 臨時議長 ただいまの出席議員は31名であります。
お諮りいたします。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宇都宮明宏君、元親孝志君、亀井秀男君、山本英男君、この4名を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、立会人に宇都宮明宏君、元親孝志君、亀井秀男君、山本英男君を指名いたします。
なお、4名の諸君は開票の際、立ち会いをお願いいたします。
投票用紙を配付いたします。
なお、投票用紙には西予市議会印が押してありますが、現段階では西予市議会事務局規程が公布されておりませんので、正式な公印とは認められませんが、投票用紙の正確を期すためあらかじめ捺印しております。ご了承をお願いいたします。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 臨時議長 ご異議なしと認めます。
(投票用紙配付)
- 臨時議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。
投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 臨時議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱の点検をいたします。
(投票箱点検)
- 臨時議長 異状なしと認めます。
これにより投票を開始します。
投票用紙に被選挙人の氏名を議席にて記載の上、1番議員から順次投票をお願いします。
議会担当部長に点呼を命じます。
(投票)
- 臨時議長 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 臨時議長 投票漏れなしと認めます。
これをもって投票は終了いたしました。
これより開票を行います。
宇都宮明宏君、元親孝志君、亀井秀男君、山本英男君の立会をお願いいたします。
(開票)
- 臨時議長 選挙の結果を報告いたします。
投票総数 31票
これは先ほどの出席議員の数と一致いたしております。
有効投票 30票
無効投票 1票
有効投票中
沖野健三君 28票
山本昭義君 2票
以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は7.5票であります。よって、沖野健三君が議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。
暫時休憩いたします。(休憩 午前10時25分)
(議場閉鎖)
- 臨時議長 再開いたします。(再開 午前10時27分)
ただいま議長に当選されました沖野健三君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。
議長に当選されました沖野健三君のあいさつがあります。
- 7番沖野健三君 ただいま西予市議会初代議長に選出されました沖野健三でございます。
先輩多数おられる中で、私のような若輩者が議長を拝命し、大変光栄に思っております。これからは、開かれた議会、市民から信頼される議会を目指し、粉骨砕身努力いたしますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。
簡単ではありますが、就任のあいさつとさせていただきます。失礼いたします。
- 臨時議長 これをもちまして臨時議長の職を全部終了いたしました。
沖野議長、議長席にご着席を願います。
暫時休憩いたします。(休憩 午前10時29分)
- 議長 再開をいたします。(再開 午前10時32分)
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
(追加)
- 議長 これより議席の指定を行います。
議席は、会議規則第4条の規定により議長において指定をいたします。
議員諸君の氏名と議席の番号を議会担当部長に朗読いたさせます。
- 吉良事務局長 それでは、議席番号と氏名を朗読いたします。
1番田中剛議員、2番松山清議員、3番宇都宮明宏議員、4番松島義幸議員、5番元親孝志議員、6番嶋川武文議員、7番沖野健三議員、8番森川一義議員、9番亀井秀男議員、10番名本修三議員、11番河野作生議員、12番藤井朝廣議員、13番浅野泰義議員、14番浅野忠昭議員、15番三好幸夫議員、16番岡山清秋議員、17番酒井宇之吉議員、18番兵頭勇議員、19番山本英男議員、20番山本昭義議員、21番梅川光俊議員、22番鍵原芳和議員、23番菊地ミズギ議員、24番宇都宮二郎議員、25番岡田周三議員、26番山本安男議員、27番平野武男議員、28番大竹忠盛議員、29番二宮元議員、30番坂本隆重議員、31番浅野豊重議員。
以上でございます。
- 議長 ただいま議会担当部長が朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。
(追加)
- 議長 これより会議録署名議員の指名を行います。
1番田中剛君、2番松山清君の両名を指名いたします。

(追加)

- 議長 会期についてお諮りいたします。
今回の会期は、本日5月31日から6月1日までの2日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日5月31日から6月1日までの2日間と決定いたしました。

(追加)

- 議長 これより選挙第2号「副議長の選挙」を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については投票により行うことに決定いたしました。
これより副議長の選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。
(議場閉鎖)
○議長 ただいまの出席議員は31名であります。
お諮りいたします。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宇都宮明宏君、元親孝志君、亀井秀男君、山本英男君の4名を指名
いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長 ご異議なしと認めます。よって、立会人に宇都宮明宏君、元親孝志君、亀井秀男君、山本英男君を指名いたし
ます。

なお、4名の諸君は開票の際、立ち会いをお願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

- 議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。
投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
○議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱の点検をいたします。
(投票箱点検)
○議長 異状なしと認めます。
これより投票を始めます。
投票用紙に被選挙人の氏名を議席にて記載の上、1番議員から順次投票をお願いいたします。
議会担当部長に点呼を命じます。
(投票)
○議長 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
○議長 投票漏れなしと認めます。
これをもって投票は終了いたしました。
これより開票を行います。
宇都宮明宏君、元親孝志君、亀井秀男君、山本英男君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

- 議長 選挙の結果を報告いたします。
投票総数 31票
これは先ほどの出席議員の数と一致いたしております。
有効投票 30票
無効投票 1票
有効投票中
山本昭義君 28票
松島義幸君 1票
酒井宇之吉君 1票
以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数7.5票であります。よって、山本昭義君が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

- 議長 ただいま副議長に当選されました山本昭義君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規
定による告知をいたします。
副議長に当選されました山本昭義君のごあいさつがあります。
○20番山本昭義君 一言ごあいさつを申し上げます。
ただいま議員各位のご推挙によりまして副議長に当選いたしましたことは、大変光栄に思っております。とは申しま
しても、私大変浅学非才な私でありますので、皆様の期待にこたえるか大変心配をしております。そこは、沖野議長の
もと一生懸命西予市のために努めたいと思っております。どうか議員の皆様、また理事者の皆様、ご指導、ご鞭撻を賜
りますようお願いを申し上げます。あいつつといたします。よろしくをお願いいたします。

(追加)

- 議長 発議第1号「西予市議会会議規則の制定について」、発議第2号「西予市議会委員会条例の制定について」、
発議第3号「西予市議会傍聴規則の制定について」、発議第4号「西予市議会議務局設置条例の制定について」の4件
を一括議題といたします。
まず、発議第1号の提出者の説明を求めます。
○1番田中剛君 西予市議会会議規則提案理由。
それでは、ただいま議題となっております発議第1号について、提案理由の説明を申し上げます。
4月1日の5町合併により西予市が発足いたしましたことが、市に昇格したことに伴い市議会が31人の議員でスタート
することになりました。新しい市議会は、数多くの分野で構造的な改革が急速に進められております中、21世紀の新
時代にふさわしく、住民の声を的確に反映し、公平、公正で透明性の高い議会を目指すものであります。
この会議規則は、地方自治法第120条に基づき制定するものであり、先進的な各市及び近隣の市議会の規則を参酌

しながら、合併協議会、議会事務局分科会、さらには5町議長会で西予市にふさわしい内容に編さんし、作成されたものであります。

条文の朗読は割愛させていただきますが、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものであります。以上、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長 次に、発議第2号の提出者の説明を求めます。

○4番松島義幸君 おはようございます。

西予市議会委員会条例提案理由書。

それでは、ただいま議題となっております発議第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

新体制でスタートしました西予市議会は、3つの常任委員会と議会運営委員会を設置するほか、必要に応じ特別委員会を設け、十分な審議と効率的な議会運営を目指すものであります。

条例の第2条を見ていただきたいと思います。 (1) 総務常任委員会、定員は11人です。所管としまして、総務企画部ほか収入役、消防本部、教育委員会の各所管事項、他の常任委員会の所管に属さない事項であります。2、厚生常任委員会は、委員10人で、生活福祉部、宇和病院及び野村病院並びにつくし苑が所管であります。3、産業建設委員会は、同じく委員10人、産業部、建設部、農業委員会の各所管に属する事項であります。次に、議会運営委員会といたしまして、第4条で定数8人としております。めくっていただきまして、第6条では特別委員会を必要に応じて置くこととしております。

この条例は、地方自治法第109条から第111条に基づき制定するものであり、その作成の経緯につきましては前議案同様であります。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長 次の発議第3号の提出者は私となっておりますので、私の方より説明いたします。

それでは、ただいま議題となっております発議第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

新しく発足しました市議会が、住民の身近な存在としてその機能を発揮していくためには、議会傍聴は最も重要な手段の一つであります。厳正な規律と静ひつを保つ中で議論が活発に行われることが、議事進行上望まれるわけであり

ます。この傍聴規則は、地方自治法第130条第3項に基づき制定するものであり、その作成の経緯につきましては前議案同様であります。

条文の朗読は割愛させていただきますが、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

次に、発議第4号の提出者の説明を求めます。

○10番名本修三君 それでは、発議第4号について説明をいたしたいと思います。

西予市議会事務局設置条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第138条第2項の規定により提出する。

平成16年5月31日提出。西予市議会議長殿。

提出者、西予市議会議員名本修三。賛成者、西予市議会議員河野作生。賛成者、西予市議会議員藤井朝廣。

それでは、提案理由について説明をいたします。

ただいま議題となっております発議第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

西予市議会の事務を担当するため、地方自治法第130条第2項の規定に基づき本条例を制定するものであり、その作成の経緯につきましては前議案同様であります。

条文の朗読は割愛させていただきますが、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、議案説明といたします。

○議長 提出者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○21番梅川光俊君 まず、暫時休憩を要求お願いしたいと思いますが。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前11時00分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時25分)

○17番酒井宇之吉君 修正動議を提案いたします。

発議第2号、西予市議会委員会条例の修正について、動議を提出いたします。

第3条中2年とありますのを、1年に修正といたしたいと存じます。なお、この提案につきましては、私酒井宇之吉と6番嶋川武文議員、8番森川一義議員の賛同提出者でお願いするものであります。

以上。

○議長 今ほどの酒井宇之吉議員の修正案についてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。それでは、修正案のとおり決定することにいたします。

それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号から発議第4号までの4件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。発議第1号から発議第4号までの4件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結といたします。

発議第1号から発議第4号までは一部修正のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号から発議第4号までの4件は、一部修正のとおり決定いたしました。

ただいま可決いたしました議案の公布手続等のため、午後1時半まで休憩いたします。(休憩 午前11時28分)

○議長 再開をいたします。(再開 午後1時30分)

(追加)

○議長 これより常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員会委員に1番田中剛君、3番宇都宮明宏君、7番沖野健三君、10番名本修三君、13番浅野泰義君、15番三好幸夫君、17番酒井宇之吉君、22番

平成16年第1回臨時会(1日目)H16.5.31

鍵原芳和君、24番宇都宮二郎君、27番平野武男君、28番大竹忠盛君、厚生常任委員会委員に2番松山清君、5番元親孝志君、9番亀井秀男君、14番浅野忠昭君、18番兵頭勇君、21番梅川光俊君、23番菊地ミズギ君、26番山本安男君、29番二宮元君、30番坂本隆重君、産業建設常任委員会委員に4番松島義幸君、6番嶋川武文君、8番森川一義君、11番河野作生君、12番藤井朝廣君、16番岡山清秋君、19番山本英男君、20番山本昭義君、25番岡田周三君、31番浅野豊重君をそれぞれ指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後1時33分)

○議長 再開をいたします。(再開 午後1時53分)

ただいま各常任委員会から委員長、副委員長の互選の結果の報告がありましたので、ご紹介いたします。
総務常任委員長に13番浅野泰義君、総務常任副委員長に28番大竹忠盛君、厚生常任委員長に21番梅川光俊君、厚生常任副委員長に23番菊地ミズギ君、産業建設常任委員長に4番松島義幸君、産業建設常任副委員長に11番河野作生君、以上のとおり互選されましたのでご報告いたします。

(追加)

○議長 これより議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任方法については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名したいと思います。

議会運営委員に4番松島義幸君、6番嶋川武文君、8番森川一義君、13番浅野泰義君、21番梅川光俊君、27番平野武男君、29番二宮元君、31番浅野豊重君の8名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会運営委員の諸君は、ご会合の上、委員長、副委員長を互選し、議長に報告願いたいと思います。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後1時55分)

○議長 再開をいたします。(再開 午後2時10分)

議会運営委員会より委員長、副委員長の互選の結果の報告がありましたので、ご紹介いたします。

議会運営委員長に6番嶋川武文君、議会運営副委員長に29番二宮元君、以上のとおり互選されましたのでご報告をいたします。

(追加)

○議長 承認第1号「専決処分第1号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 承認第1号「専決処分第1号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第1号は、西予市役所の位置を定める条例ほか257件の条例制定について専決処分の承認を求めるもので、東宇和・三瓶町合併協議会において調整及び協議を行った旧5町の条例の中から、西予市の設置に伴い行政運営上必要不可欠なものについて条例化を図ったものであります。

それでは、専決いたしました条例すべてをこの場でご説明することは困難でありますので、そのうち市政運営上特に重要と思われるものについて、個別にその概要を説明いたします。

まず、条例第5号西予市部設置条例についてご説明をいたします。

本条例は、市に移行したことに伴う行政組織の改編の中で、行政組織内の縦横の連携を強化するとともに、連絡調整の円滑化を図るため、総務企画部、生活福祉部、産業部及び建設部を設置し、行政事務を適正かつ効率的に遂行するための事務分掌を定めたものであります。

次に、条例第6号西予市総合支所等設置条例についてでございます。

この条例は、本市の地勢等をかんがみした場合、合併により行政機能が集中することによる住民サービスの低下を極力抑えるため、旧役場を総合支所として位置づけ、それぞれ総合的な行政機能を持たせ、合併前とほとんど変わらない行政サービスを住民に提供する行政機関として設置したものであります。また同様に、旧町における支所、出張所につきましても従前のとおり設置し、当該区域における行政窓口として機能させるものであります。

続いて、条例第10号西予市情報公開条例についてであります。

この条例は、市民の知る権利を保障するとともに、開かれた市政の実現を図ることを目的に定めたものであります。情報公開条例は、旧町においてそれぞれ制定、施行されておりましたが、市に移行したことにより、情報機関の対象となる実施機関としては、従前から規定していた市の執行機関及び附属機関、議決機関である議会等に加え、新たに公平委員会及び消防庁に属する機関を含めております。情報公開の請求権者としては、市内在住の個人、法人、団体等及び通勤、通学者、利害関係者と定めております。公開しないことができる公文書としては、個人情報、法人情報、意思形成過程情報、事務事業情報、行政協力情報、公共安全防止情報、法令秘情報、任意提供情報を掲げております。なお、公開決定等に関する不服申し立てがあった場合の措置として、情報公開審査会を諮問機関として設置することといたしております。

次に、条例第43号西予市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例についてでございます。

この条例は、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、西予市議会の議員に対して支給する報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めるものでございます。西予市議会における議員等の報酬額は、それぞれ議長月額4万7,000円、副議長月額3万6,400円、議員月額3万3,000円と定めています。また、第6条で費用弁償としての旅費の支給について、第7条では期末手当の支給について定めるものでございます。

次に、条例第47号西予市特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例についてでございます。

この条例は、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものであります。市長等の給料額については、市長月額8万9,000円、助役6万9,400円、収入役6万8,000円と定めています。また、第5条で期末手当の支給について、第6条では旅費の支給について定めるものでございます。

次に、条例第50号西予市職員の給与に関する条例についてでございます。

この条例は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものであります。本条例では、職員の給料を給料表の種類で行政職給料表と医療職給料表に区分しております。一般行政職員に係る行政職給料表であります。合併により部長制をしきましたので9級制を採用しております。9級を総務企画部長、8級を各部長級、7級を課長級と定めています。

次に、条例第60号西予市税条例についてであります。

この条例は、合併前5町の税条例を基本として制定したものであります。なお、平成16年度地方税法の一部を改正

する法律に関する政令が公布されましたので、旧条例からは一部改正いたしております。その内容は、平成16年度から個人住民税について、人口3段階別の均等割税率区分が廃止され、2,000円を3,000円に一律引き上げされるものです。また、均等割非課税限度の改正で、加算額19万2,000円を17万6,000円に引き下げるとともに、平成17年度から18年の2カ年をかけて、生計同一妻に対する均等割課税の段階的非課税を廃止するものであります。

次に、条例第64号西予市国民健康保険税条例についてであります。

国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課税するものでありまして、その税率につきましては、合併協議会で国民健康保険事業の円滑な運営ができる率で統一するという事で調整され、国の示す標準割合であります。応能、応益割合を50対50に維持しながら、5町間で住民に急激な負担の変化が生じないように、また所得の低い方にも配慮し、医療分、介護分につきましてそれぞれ定めたものであります。税率につきましては、医療分で所得割7.0%、資産割35.0%、均等割1万8,200円、平等割2万3,400円、賦課限度額は53万円とし、介護分で所得割1.5%、資産割9.6%、均等割6,500円、平等割6,200円、賦課限度額8万円とするものであります。また、賦課期日は4月1日とし、納期は7月1日から3月末までの9期と定めるものであります。

次に、条例第135号西予市福祉事務所設置条例についてであります。

社会福祉法第14条第1項において、市は条例で福祉に関する事務所を設置しなければならないとされており、法の定めによることと設置条例であります。所掌事務につきましては、所長のほか必要な職員を配置し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法等に定める援護、育成、または更生の措置に関する事務のうち、市が処理することとされているものをつかさどるものであります。

次に、条例第150号西予市出産祝い金支給条例についてであります。

この条例は、西予市において児童を育成する者に対し、出産祝い金を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、若者定住の促進及び児童福祉の増進を図ることを目的として定めたものであります。祝い金の支給額は、新生児1人につき10万円以内といたしております。

次に、条例第157号西予市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例についてであります。

この条例は、在宅寝たきり老人等の介護者に対し、介護手当を支給することによりその労をねぎらうとともに、高齢者福祉の向上を図ることを目的とするものであり、具体的には6カ月以上在宅において介護を受けられている寝たきりの方、また重度の痴呆症の方の介護者に、月額2万5,000円の介護手当を支給するものであります。

次に、条例第169号西予市国民健康保険条例についてであります。

国民健康保険の事務につきましては、国民健康保険法に被保険者の資格、保険給付等の基本的なことは規定されており、本条例では合併協議会で調整しました国民健康保険運営協議会及び任意給付、保険事業等に関することを定めたものであります。まず、国民健康保険運営協議会の委員の定数であります。被保険者を代表する委員5名、保険医または保険薬剤師を代表する委員5名、公益を代表する委員5名、被用者保険等被保険者を代表する委員3名と定めております。任意給付につきましては、出産育児一時金30万円、葬祭費1万円を支給するものであります。その他保険事業、罰則規程を設け、被保険者の健康の保持増進のため、必要な事業を行うものであります。

次に、条例第172号西予市介護保険条例についてであります。

合併に伴い旧5町の介護保険料、納期、保険料等の減免基準等を統一したものであります。具体的に申しますと、5町の要支援介護者数から推測される総サービス必要量及び額を推計し、所得段階別65歳以上高齢者数で除して、保険料月額基準率3,100円とし、納期につきましては国民健康保険税の納期と同一の9期といたしました。保険料の算出におきましては、西予市介護保険策定委員会を設置し、慎重に審議されご承認をいただいたものであります。また、世帯の生計を主として維持する者が死亡したことにより、収入が著しく減少した場合等における保険料減免規程も明文化いたしました。

次に、条例第247号西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例についてであります。

本条例は、西予市の設置とともに東宇和消防本部は解散し、当該消防本部が市の執行機関に組み入れられたことから、消防組織法第11条第1項の規定に基づき、消防本部、消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域を定めたものであります。なお、条例第4条第2項の規定に基づき、本年4月1日より救急部門については明浜町及び城川町に出張所を設けております。

次に、条例第252号西予市消防団条例についてであります。

西予市の設置とともに、旧町の消防団はそれぞれ5つの方面隊組織として西予市消防団に再編、統一したことから本条例を制定したものであります。なお、消防団の定員につきましては、合併により地域における防災力の低下を招かないよう考慮し、各方面隊の消防団員定数は従前から削減を行っておりません。

以上、専決した条例について抜粋し、概要を申し上げ、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は、挙手をして議長と呼び、議席番号、氏名を告げた後に行うようお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

承認第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結します。

承認第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(追加)

○議長 承認第2号「専決処分第2号の承認を求めることについて」から承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 承認第2号「専決処分第2号の承認を求めることについて」、承認第3号「専決処分第3号の承認を求めることについて」、承認第4号「専決処分第4号の承認を求めることについて」、承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて」、承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し

上げます。

この専決処分第2号から第6号までは、旧町において制定されていた条例57件を、そのまま暫定的に西予市において制定、施行することについて専決処分の承認を求めるものであります。地方自治法第244条の2の規定により、公の施設については従来公共団体等に管理委託することができるものとされておりましたが、同法の改正により民間業者でも管理させることができ、さらに処分権限を付与することができる指定管理者制度が導入されました。指定管理者制度を適用する場合は、その手続を条例化するとともに、指定管理者を指定しようとする場合はあらかじめ議会の議決を得ることが必要とされることから、西予市発足時にそのすべてを専決することは困難と判断し、また改正法に3年間の経過措置がとられていることから、公の施設の設置条例のうち、既に管理委託を規定しているものについては従前の条例をそのまま西予市に引き継ぎ、当該条例を改正するまでは暫定的に施行させたものであります。また、財産区議会設置条例に関しては、当該条例の改廃が県知事の権限であり、かつ財産区が市町村内の特定の区域において機能するものであることから、合併による特段の影響はないものと判断し、当該条例の改廃があるまでは従前の条例を暫定的に施行させたものであります。なお、各条例の施行に当たっては、条例中の名称及び住所表示について、西予市移行後の表現に読みかえて運用するものであります。

以上、専決処分5件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。
これより本案に対する一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

承認第2号から承認第6号までについては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。

お諮りいたします。

これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。

承認第2号から承認第6号までは、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第2号から承認第6号までの5件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

2時50分まで休憩いたします。(休憩 午後2時34分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時50分)

(追加)

○議長 承認第7号「専決処分第7号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○三好市長 承認第7号「専決処分第7号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第7号は、平成16年度西予市一般会計暫定予算に係る専決処分事項の承認を求めるものであります。今般報告いたしました暫定予算につきましては、地方自治法施行令第2条に基づく暫定予算でございます。通常ご提案申し上げます予算とは若干異なっておりますので、まずその相違する内容等を申し上げ、その後全体の概要をご説明申し上げます。

施行令第2条には、市町村の設置があったとき、市町村の職務執行者は予算が議会の議決を得て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを施行するものとする、このようにうたわれております。したがって、暫定予算はつなぎ予算的な性格であり、予算計上をする者は、暫定期間中の4月から6月に必要となる最小限度の経費を留めることが求められております。また、暫定予算におきましては、必ずしも収支均衡が要件とされていないため、歳入については暫定期間内に歳入される実見込み収入額を計上することとなっております。さらに、この暫定予算は変則的な内容となっており、旧町の15年度分が含まれております。その事由でございますが、平成でありますと4月及び5月の出納閉鎖整理期間中に当該年度分の収入、支出を行い、5月末をもって決算となるわけでございますが、しかし今回は3月31日をもって打ち切り決算となるため、未収、未払いが発生しております。その未収、未払いに係る額を、今回の暫定予算に計上しなければならないことになっております。

以上のような基本原則に基づき編成いたしました平成16年度一般会計暫定予算は、収入総額91億7,790万2,000円、歳出総額104億3,663万9,000円となりましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりここに報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、全体の概要を申し上げます。

歳出では、主に義務的経費に属します人件費、扶助費、公債費に係る費用の3カ月分を計上し、事務事業に係る経費につきましては旅費、消耗品、通信電話料及び使用料等の経費3カ月分を計上いたしております。施設管理費等に関する費用、いわゆる経常的経費につきましては、光熱水費、燃料費、施設管理委託料等を計上しております。また、投資的経費につきましては、旧町において継続としておる建設事業費、さらに5月から6月にかけて国、県から内示をいただくと思われる事業を掲載しております。

続きまして、款項の区分を基準とした目的別分類をお示ししますと、まず議会費では、主に人件費と議場等の施設整備費を計上し、総額8,989万6,000円を計上しております。

総務費につきましては、人件費や事務に係る経費、そして施設管理が主な経費でございます。そのほか情報化推進に係る電算システムの管理料、市長、市議、参議院選挙に要する費用、また工事請負費につきましては旧町において議決されております繰越明許分を計上しております。総額で13億3,235万円となっております。

民生費につきましては、社会福祉協議会の運営に要するための補助金、在宅介護支援センターに対する運営事業委託料、さらに児童扶養手当や医療及び生活扶助費が主なもので、総額18億678万7,000円を計上しております。

衛生費につきましては、市民の健康維持を図るための各種健康診断委託料、また八幡浜市への可燃ごみ処理委託や、ごみ収集運搬などのじんかい処理に係る経費を計上いたしております。衛生費の予算総額は5億8,561万6,000円でございます。

労働費につきましては、労働振興に資するための貸付金が主なもので、総額としまして2,835万4,000円を計上しております。

農林水産業費につきましては、畜産経営の確立を図るため15年度からの継続事業となっている堆肥センター建築

費、南予用水事業に係る県営畑地帯総合整備事業費償還補助金や、林道整備費、漁港整備費等の経費を計上し、総額16億2,274万円となっております。

商工費につきましては、商工業の経営を支援するための貸付金、商店街の活性化を目指し、15年度からの継続事業でございます多目的会館、仮称乙亥の里建設事業費、新四国の道改良事業などの経費を計上しております。総額で12億5,727万3,000円でございます。

土木費につきましては、市民を災害から守るべき対策として、かけ崩れ防災対策事業費、国庫補助対象分の道路改良事業費を計上し、総額で5億1,607万3,000円といたしております。

消防費につきましては、常備消防、非常備消防ともに人件費が主な経費となっております。総額は3億1,488万4,000円でございます。

教育費につきましては、IT教育の充実を図るため、各小・中学校に校内LANの整備を計上しております。また、惣川小学校及び惣川幼稚園の建築工事費の未払い分、この未払い分につきましては冒頭申しましたとおり出納閉鎖期間に係るものでございます。そのほか学校管理運営費、各種運営補助金を計上いたしております。総額は12億2,700万9,000円となっております。

災害復旧費につきましては、平成15年災による道路復旧費等で、総額3,392万円となっております。

続きまして、歳入でございますが、市税につきましては個人市民税の第1期分の納期が6月末と、そして固定資産は5月末となっておりますので、これらに係る収納見込み額10億5,014万1,000円を計上いたしております。

自動車重量税、地方道路譲与税、地方消費税交付金、地方特別交付金、地方交付税は、4月及び6月交付による額を計上し、総額45億8,486万1,000円としております。

国庫支出金及び県支出金につきましては、それぞれの基準等の応分によって算定し、1億5,967万1,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金ほか6件の目的基金を計上し、9,947万6,000円としております。

諸収入につきましては、主なものとして旧町における国庫支出金、県支出金及び市債が3月末までに納入されなかったための、いわゆる未収金を計上いたしております。総額では30億6,736万1,000円でございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○21番梅川光俊君 ちょっとだけ伺いを、今提案説明はございましたのでそのことはよく理解をいたしました。後の細目の説明はなされないのにこのままで流れるのか流れないのか、ちょっとそのこと、これ議案に対するその前段のことでございますけれども、その辺をちょっと説明をしていただけないと、ちょっとわかりかねるところがございます。

○三好市長 今回の承認案件につきましては専決処分でございますので、暫定的な予算ということになります。一般論で言いますと、例えば当初予算、補正予算等々につきましては補足説明という形をとりますけれども、これはあくまでも暫定予算で必要な経費についてだけ形をやったということでございまして、どこの市町村におきましてもこの暫定予算、こういうときには補足説明をしないという形で一般的に言われておりましたので、私ももそうさせていただきます。いわゆる暫定的な必要経費だけしか計上してないということで、そういう認識を持って今やらさせていただきます。

以上でございます。

○21番梅川光俊君 今市長さんの答弁は理解ができました。これ今回の議会、西予市の議会でございますけれども、そういう一つの議会のつくり方というのができてなかなか、きょうで上がったということですので、なかなかその辺の理解をすることが難しいというのが現実かなと思っておりますので、今の市長の説明の中で私の質問は理解をいたしましたので、そういうことでございます。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

承認第7号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結します。

承認第7号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あす6月1日は午前10時より会議を開きます。

散会 午後3時05分

市議会臨時会会議録（第2号）

議	事	日	程	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527
---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

平成16年第1回臨時会(2日目) H16.6.1

- 19 選挙第3号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員選挙
 20 選挙第4号 南予水道企業団議会議員選挙
 21 選挙第5号 西予市選挙管理委員会委員及び補充員選挙
 22 議会運営委員会における所管事務の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 1 承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて
 承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて
 承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて
 承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて
 承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて
 承認第13号 専決処分第13号の承認を求めることについて
 承認第14号 専決処分第14号の承認を求めることについて
 承認第15号 専決処分第15号の承認を求めることについて
 承認第16号 専決処分第16号の承認を求めることについて
 承認第17号 専決処分第17号の承認を求めることについて
 承認第18号 専決処分第18号の承認を求めることについて
 承認第19号 専決処分第19号の承認を求めることについて
 2 承認第20号 専決処分第20号の承認を求めることについて
 承認第21号 専決処分第21号の承認を求めることについて
 承認第22号 専決処分第22号の承認を求めることについて
 承認第23号 専決処分第23号の承認を求めることについて
 承認第24号 専決処分第24号の承認を求めることについて
 承認第25号 専決処分第25号の承認を求めることについて
 承認第26号 専決処分第26号の承認を求めることについて
 承認第27号 専決処分第27号の承認を求めることについて
 3 承認第28号 専決処分第28号の承認を求めることについて
 4 承認第29号 専決処分第29号の承認を求めることについて
 5 承認第30号 専決処分第30号の承認を求めることについて
 6 承認第31号 専決処分第31号の承認を求めることについて
 7 承認第32号 専決処分第32号の承認を求めることについて
 8 承認第33号 専決処分第33号の承認を求めることについて
 9 議案第1号 西予市公平委員会委員の選任について
 10 議案第2号 西予市公平委員会委員の選任について
 11 議案第3号 西予市公平委員会委員の選任について
 12 議案第4号 西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 13 議案第5号 西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 14 議案第6号 西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 15 議案第7号 西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 16 議案第8号 西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 17 議案第9号 西予市監査委員の選任について
 18 議案第10号 西予市監査委員の選任について
 19 選挙第3号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員選挙
 20 選挙第4号 南予水道企業団議会議員選挙
 21 選挙第5号 西予市選挙管理委員会委員及び補充員選挙
 22 議会運営委員会における所管事務の継続審査について

開会 午前10時00分

- 議長 皆さん、おはようございます。
 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
 (日程1)

- 議長 承認第8号「専決処分第8号の承認を求めることについて」から承認第19号「専決処分第20号の承認を求めることについて」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

- 松本生活福祉部長 承認第8号「専決処分第8号の承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。
 この専決処分第8号は、平成16年度西予市国民健康保険特別会計暫定予算について専決処分の承認を求めるものであります。

それでは、平成16年度特別会計暫定予算書33ページをお開きください。

まず事業勘定ですが、平成16年度の予算編成に当たりましては、制度改正の対応、高齢化の進展による保険給付費及び老人保健拠出金の増加等支出の増加が見込まれることなどから、財政状況は一層厳しい状況になることが予想されます。また、合併後健全な財政確保のための最重点課題である保険税収入の確保対策や、医療費適正化対策等を考慮し、編成いたしました。

まず、歳出の主なものは、事務的経費並びに保険給付費の3カ月分、平成16年2月診療分の未払い分等24億3,305万1,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、国民健康保険税が医療分と介護分に区分し、旧5町の平成15年度分の未収に係る国保税並びに平成15年度国庫支出金未収分等9億5,168万1,000円を計上いたしました。

続いて、各診療所勘定会計ですが、それぞれ歳出では事務的経費及び医業経費等を計上し、歳入では診療収入及び繰入金を計上いたしております。俵津診療所勘定では、歳入1,563万7,000円、歳出3,155万8,000円、狩江診療所勘定では、歳入971万1,000円、歳出2,546万1,000円、高山診療所勘定では、歳入1,142万7,000円、歳出3,439万1,000円、田之浜診療所勘定では、歳入485万1,000円、歳出791万2,000円、坂石診療所勘定では、歳入50万2,000円、歳出95万円、惣川診療所勘定では、歳入338万8,000円、歳出384万4,000円、土居診療所勘定では、歳入6,128万1,000円、歳出6,681万7,000円、杉之瀬出張診療所勘定では、歳入587万4,000円、歳出587万6,000円、遊子川出張診療所勘定では、歳入105万2,000円、歳出105万3,000円、二及診療所勘定では、歳入1,211万6,000円、歳出1,918万2,000円、周木診療所勘定では、歳出2,073万5,000円、歳入2,07

9万円をそれぞれ計上いたしました。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第9号「専決処分第9号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

専決処分第9号は、平成16年度西予市老人保健特別会計暫定予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

予算書193ページをごらん願います。

本暫定予算の歳入歳出予算の総額は、歳入17億9,958万8,000円、歳出29億2,873万3,000円と定めております。

歳出につきましては、総務費の一般管理費で4月から6月までの職員3名分の人件費、また高額医療費等に係る郵券料及び電算処理委託料等の事務費など1,184万2,000円、医療給付費については、老人医療受給者に対する医療費及び入院食事療養費等の給付をするもので28億7,221万3,000円、医療費支給費については老人医療受給者に係る高額医療費、施術、治療用補装具等を支給するもので3,382万4,000円、また国保連合会及び社会保険支払基金において、医療機関から提出されるレセプト点検に対する審査支払手数料として1,085万4,000円を計上しております。

歳入につきましては、審査支払手数料交付金として682万7,000円の合計10億4,393万2,000円、また医療に対する国庫負担金におきましては、医療費負担金として4億4,727万5,000円、県負担金につきましては、医療費県負担金として1億1,117万6,000円、一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として86万1,000円、諸収入は前年度剰余金等1億9,634万4,000円を計上いたしました。

続きまして、承認第10号「専決処分第10号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第10号は、平成16年度西予市介護保険特別会計暫定予算について専決処分の承認を求めるものであります。

予算書の207ページをごらんいただきたいと思います。

本予算の事業勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入7億8,944万9,000円、歳出9億5,833万6,000円、明浜特別養護老人ホーム勘定は、歳入7,935万4,000円、歳出1億3,031万8,000円、明浜居宅介護支援勘定は、歳入157万8,000円、歳出699万5,000円、明浜デサービス勘定は、歳入388万1,000円、歳出970万3,000円、城川居宅介護支援勘定は、歳入666万6,000円、歳出1,603万8,000円、三瓶介護サービス勘定は、歳入歳出それぞれ1,238万1,000円としております。

その内訳につきましては、介護保険特別会計暫定予算では、歳出の主なものとして総務費総務管理費で3,225万3,000円、介護認定審査会費228万6,000円、認定調査等費603万7,000円、保険給付費の介護サービス給付費7億8,277万2,000円、支援サービス給付費3,055万8,000円、審査支払手数料148万7,000円、高額介護サービス費777万8,000円、財政安定化基金拠出金、介護給付費準備基金積立金407万1,000円、諸支出金の旧宇和町借入金返済金9,014万3,000円。

歳入の主なものとして、第1号被保険者保険料が8,190万4,000円、調整交付金3,223万4,000円、介護給付費県負担金1億551万5,000円、介護給付費交付金2億7,568万3,000円、介護給付費繰入金616万9,000円、雑入として旧全町過年度分の剰余金8,562万3,000円となっております。

次に、明浜特別養護老人ホーム勘定会計暫定予算でございますが、歳出の主なものは、総務費一般管理費で8,634万4,000円、短期入所一般管理費241万7,000円、サービス事業費の施設介護サービス事業費1,082万2,000円、諸支出金の旧明浜町借入金返済金3,000万円。

歳入の主なものは、サービス収入の介護給付費収入の居宅介護サービス費収入389万3,000円、施設介護サービス費収入6,466万6,000円、自己負担金収入1,079万3,000円となっております。

次に、明浜居宅介護支援勘定会計の暫定予算についてでございますが、歳出の主なものは、総務費一般管理費で681万1,000円、サービス事業費の居宅介護支援事業費18万4,000円。

歳入は、サービス収入の居宅介護サービス計画費136万4,000円、居宅支援サービス計画費収入21万2,000円となっております。

次に、明浜デサービス勘定会計暫定予算についてでございますが、歳出の主なものは、総務費一般管理費723万7,000円、サービス事業費の居宅サービス事業費54万9,000円、諸支出金の旧明浜町借入金返済金191万2,000円。

歳入では、サービス収入で居宅介護サービス収入288万1,000円、居宅支援サービス収入21万2,000円、自己負担金収入78万8,000円となっております。

次に、城川居宅介護支援勘定会計暫定予算でございますが、歳出の主なものは、総務費の一般管理費1,308万6,000円、サービス事業費で居宅介護支援事業費44万1,000円、諸支出金で旧城川町借入金返済金250万9,000円。

歳入では、サービス収入の居宅介護サービス計画費456万6,000円、居宅支援サービス計画費収入209万4,000円が主なものとなっております。

次に、三瓶介護サービス勘定会計の暫定予算でございますが、歳出の主なものは、サービス事業費の居宅サービス事業費1,084万8,000円、施設整備費153万3,000円。

歳入の主なものは、サービス費収入の居宅介護サービス費収入835万6,000円、居宅支援サービス費収入310万5,000円、自己負担金収入92万円となっております。

次に、承認第11号「専決処分第11号の承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

この専決処分第11号は、平成16年度西予市授産場特別会計暫定予算について専決処分の承認を求めるものであります。

予算書の1ページに記載してあります。

本予算につきましては、歳入総額356万2,000円、歳出総額690万3,000円といたしております。

歳入の主なものにつきましては、施設授産場費の事務費で一般管理費527万円、事業費163万3,000円であり、

歳入では、事業収入128万2,000円、県支出金の民生費県負担金228万円であり、

次に、承認第12号「専決処分第13号の承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

この専決処分第13号は、平成16年度西予市住宅資金等貸付事業特別会計暫定予算について専決処分の承認を求めるものであります。

予算書の11ページに記載してあります。

まず、歳出につきましては、主なものとして事業費並びに旧町借入金返済金等の37万円であり、

次に、歳入の主なものにつきましては、住宅改修資金の貸付元利収入82万9,000円、住宅新築資金貸付元利収入871万9,000円、過年度分157万5,000円と並びに住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金295万2,000円を予定計上しております。これによりまして、本暫定予算の歳入総額は1,425万9,000円、歳出総額37万円となりました。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○河野教育部長 承認第13号「専決処分第14号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。
この専決処分第14号は、平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計暫定予算について専決処分の承認を求めるものであります。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生、生徒であって、経済的事由により就学が困難な者に対し、定額を無利子で貸し付けるものであります。

予算書ページ23ページから記載をささせていただいております。

暫定予算は、3カ月分の新規貸し付け予定者52名、継続貸し付け者92名、計144名分及び運営費を合わせて1,775万8,000円を計上いたしました。

歳入は、償還金を初め繰入金、前年度剰余金を財源とする3カ月分2,509万1,000円を計上し、運営するものであります。

なお、奨学資金の貸し付けに当たっては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定、運用を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 承認第14号「専決処分第15号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。
この専決処分第15号は、平成16年度西予市簡易水道特別会計暫定予算について専決処分の承認を求めるものであります。

簡易水道事業特別会計につきましては、宇和町の多田簡易水道を初めとする9つの簡易水道、吉信県条例水道を初めとする9つの県条例水道及び倉谷飲料水供給施設、また野村町の松溪簡易水道を初めとする16の簡易水道、奈良野条水道を初めとする7つの条例水道及び深山、成穂の2つの給水施設、また城川町の日浦簡易水道を初めとする15の簡易水道及び伏越条例水道を初めとする13の条例水道、41の簡易給水施設と3つの共同給水施設、1つの給水施設、最後に三瓶町の3つの簡易水道の以上簡易水道が43、条例水道が29、給水施設が48を運営するための予算であります。

暫定予算書の289ページでございますが、歳入額6,110万6,000円、歳出額1億271万1,000円と定めるものでございます。

まず、暫定予算に関する説明書の298ページ、歳出からご説明を申し上げます。

総務管理費には、職員5名分の給料や職員手当を初め、電気料等の光熱水費、送配水施設及びポンプ等の修繕料、滅菌施設の管理委託料や検針、集金委託料、次のページにあります南予水道水質検査協議会負担金を初めとする負担金など運営経費として合計4,097万4,000円を計上いたしております。

次に、301ページの施設整備事業費でございますが、これは主に野村町の釜川、上組飲料水供給施設で実施します施設整備事業費として計上いたしておるものでございます。測量設計委託料280万円、工事請負費3,500万円を予定いたしております。

このほか、旧町借入金返済金として141万7,000円、その利子として3,000円、また予備費として2,132万7,000円を歳出として計上しております。

次に、295ページに戻っていただきまして、歳入についてご説明申し上げます。

歳入の主なものは、水道使用者が納める水道使用料であります。これを2,767万7,000円計上いたしております。

次に加入金でございますが、これは宇和町の多田簡易水道加入金14万7,000円と田之筋簡易水道の加入金6万3,000円をそれぞれ1件ずつ、三瓶町の鳴山簡易水道、南地区簡易水道への加入金2万1,000円を3件見積もったものでございます。ほかに、次のページにあります工事負担金でございますが、これは家を新築し、給水設備を設置される場合の配水管布設工事における負担金でございます。

最後に、一般会計繰入金でございますが、暫定予算では職員の人件費分を計上いたしております。

以上、要点のみをご説明申し上げますが、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、承認第15号「専決処分第16号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第16号は、平成16年度西予市公共下水道事業特別会計暫定予算について専決処分の承認を求めるものであります。

ここで、西予市の公共下水道事業についてであります。宇和处理区及び野村処理区を整備いたしておりますので、この2つの処理区の事業概要についてご説明を申し上げます。

宇和处理区につきましては、宇和町の都市計画法の用途区域を中心とした地域をこの事業で整備する予定でありまして、全体計画で総事業費106億7,900万円、計画処理人口8,600人、計画処理区域535ヘクタールで平成30年完成予定であります。一次認可区域では、平成12年度に着手をし、計画処理人口が3,130人、計画処理面積が99ヘクタールで平成18年度までに完成し、平成19年度供用開始の予定であります。

次に、野村処理区におきましては、野村町の都市計画法の用途区域を中心とした地域を公共下水道事業で整備する予定であります。全体計画で総事業費が76億円、計画処理人口が5,600人、計画処理区域が155ヘクタールで平成27年度完成予定であります。一次認可区域では、平成11年度に着手をいたし、計画処理人口3,000人、計画処理面積80ヘクタールで今年度16年度に完成をいたし、平成17年4月に供用開始の予定であります。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。予算書317ページでございます。

第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入総額を3億3,579万3,000円、歳出総額を23億9,832万2,000円と定めるものでございます。

次に、第2条の継続費であります。これは321ページの第2表のとおり、宇和浄化センター建設事業でありまして、宇和浄化センター建設費の平成16年度及び平成17年度、平成18年度の継続費の設定であります。

次に、第3条の債務負担行為でございますが、これは322ページの第3表のとおり、平成16年度から平成17年度までの野村浄化センター建設費に係る債務負担行為であります。

次に、第4条の地方債でございますが、これは323ページの第4表のとおり、地方債について限度額4,880万円、利率4%を定めるものでございます。

次に、第5条の一時借入金でございますが、これは借り入れの最高額を10億円と定めるものでございます。

引き続き、第1条歳入歳出暫定予算の内容につきまして、暫定予算書に関する説明書でご説明申し上げます。説明書の329ページからの歳出からご説明を申し上げます。

まず、事業推進費の19万3,000円は、公共下水道事業の推進及び普及促進などに要する経費でございます。

次に、施設整備費として23億9,049万2,000円を計上いたしておりますが、主なものといたしましては、人件費の給料924万3,000円、職員手当等で782万8,000円、それから330ページに進んでいただきまして、管渠の実施設、処理場の実施設、処理場の建設工事等に関します委託料9億9,671万2,000円、管渠整備工事に関します工事請負費13億6,900万円を計上いたしております。

それでは、32ページに戻っていただきまして、歳入のご説明を申し上げます。

歳入といたしましては、公共下水道事業国庫補助金10億6,005万円、それから旧野村町、旧宇和町の公共下水道事業の剰余金等を繰入として18億94万3,000円、それから次の328ページでございますが、公共下水道事業債4,880万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、平成16年度の西予市公共下水道事業の特別会計暫定予算の説明にさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、承認第16号「専決処分第17号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第17号は、平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計暫定予算について専決処分の承認を求めるものであります。

西予市の農業集落排水事業についてであります。宇和町で永長地区、神野久地区、田之筋地区、中川地区、岩木地区、多田地区の6地区、野村町で長谷地区、岡成地区、阿下地区の3地区で、合計9地区行っております。

簡単に9つの事業の事業概要について説明させていただきます。

宇和町の永長地区は総事業費が4億2,000万円、計画処理人口が370人で平成8年4月より供用開始をいたしております。神野久地区は総事業費が12億2,200万円、処理計画人口で1,080人で平成12年4月から供用開始をいたしております。田之筋地区は総事業費が17億7,860万円、計画処理人口で1,750人、平成14年7月から供用開始をいたしております。中川地区は総事業費が20億9,519万6,000円、計画処理人口が2,260人で平成15年7月から供用開始をいたしております。岩木地区は平成14年度から計画処理人口が2,230人、総事業費22億7,900万円、事業を着手し、平成18年度中に事業の完了を予定いたしております。多田地区は今年度から事業に着手をし、総事業費28億円、計画処理人口2,400人で平成21年度に事業の完了予定であります。野村町の長谷地区は総事業費が2億4,400万円、計画処理人口が150人で平成12年6月から供用開始をいたしております。岡成地区は総事業費が2億3,800万円、計画処理人口136人で平成12年6月から供用開始をいたしております。阿下地区は総事業費が3億3,500万円、計画処理人口が175人で平成13年6月から供用開始をいたしております。

それでは、予算の説明に入りたいと思います。予算書の305ページでございますが、歳入総額を1,275万2,000円、歳出総額を9,925万円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、予算に関する説明書312ページからの歳出からご説明を申し上げます。

施設管理費といたしまして2,536万7,000円を計上いたしておりますが、主なものといたしましては、宇和町永長地区、神野久地区、田之筋地区、中川地区、それから野村町の中谷地区、岡成地区、阿下地区の維持管理に關します光熱水費419万9,000円、くみ取り手数料314万2,000円、機械と機械器具の保守点検委託料で1,704万3,000円等でございます。

次に、313ページの施設整備費でございますが、7,185万8,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、人件費の給料286万2,000円、職員手当等で244万3,000円、それから314ページでございますが、消耗品費が535万5,000円、それから次の315ページで、設計委託料で5,767万4,000円でございます。

次に、316ページの公債費でございますが、利子が48万円でございます。また、予備費といたしまして154万5,000円を計上いたしております。

311ページに戻っていただきます。歳入のご説明を申し上げます。

歳入といたしましては、供用開始をいたしております宇和町4地区と野村町3地区の農業集落排水施設使用料で1,147万1,000円、旧宇和町、旧野村町それぞれの農業集落排水事業の余剰金を128万1,000円雑入として計上いたしております。

以上が平成16年度西予市農業集落排水事業の特別会計暫定予算についての説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、承認第17号「専決処分第18号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第18号は、平成16年度西予市の上水道事業会計の暫定予算書であります。専決処分の承認を求めるものであります。

それでは、平成16年度の西予市上水道事業会計暫定予算書をお願いいたします。

第1条でございますが、第1条は総則でございますので、第2条の業務の予定量からご説明をさせていただきます。給水件数が1万3,188件、年間総給水量が約419万トン、1日の給水量が1万1,479トンと予定させていただきます。

次に、第3条の収益的収入及び支出についてでございますが、水道事業収益のうち営業収益として1億5,245万2,000円、営業外収益として160万5,000円、それから特別利益として3,000円を計上いたしております。営業収益の主なものは、給水収益及び量水器の使用料であります。金額は1億5,133万1,000円を見込んでおります。営業外収益の他会計負担金と補助金については、計上をいたしておりません。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

営業費用として1億3,189万1,000円を計上いたしております。これは水源の涵養及び源水の取り入れ並びにろ過、滅菌に係る経費、また配水及び給水に係る経費、検針、集金等の事業活動の全般に係る費用を計上いたしております。詳細につきましては、3ページから6ページの事業会計の暫定予算の実施計画書及び10ページから23ページの事業会計明細書をごらんいただけたらと思います。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてご説明をいたします。

資本的収入として、工事負担金が170万6,000円のみを計上いたしております。企業債、補助金、他会計繰入金につきましては、暫定予算内に収入の見込みがないため計上はいたしておりません。資本的支出につきましては、建設改良費として3億2,246万5,000円を計上いたしております。詳細につきましては、7ページから9ページの実施計画書及び22ページから26ページの明細書をごらんいただけたらと思います。

以上が西予市全体の上水道事業に係る予算の説明でございます。

続きまして、各上水道事業ごとの予算について、主なものをご説明申し上げます。

27ページから28ページの宇和上水道事業会計暫定予算の中の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入として工事負担金を170万6,000円を計上し、支出を1億500万円計上いたしております。暫定予算ということで、予測されない突発的な緊急工事等に対応可能な必要経費といたしまして工事請負費が9,000万円、それから測量設計委託料で1,500万円を計上いたしております。資本的収入額が資本的支出に對し不足する額は、全額過年度分の損益勘定留保資金1億3,29万4,000円で補てんをするものでございます。

次に、53ページから54ページの明浜上水道事業会計暫定予算につきましては、収益的収入及び支出のみの計上となっております。資本的収入及び支出については計上をいたしておりません。

次に、79ページから80ページの野村上水道事業会計暫定予算の中の資本的収入及び支出につきましては、資本的支出2億1,400万円を計上いたしております。これにつきましては、国庫補助事業として平成15年から平成17年までの3年間の計画事業として実施いたしております高度浄水施設整備事業及び石綿セメント管の更新事業に係る工事費及び設計委託料が主なものとなっております。資本的収入額が資本的支出に對し不足する額2億1,400万円は、4,231万5,000円を当年度の損益勘定留保資金、1億7,168万5,000円を繰越利益余剰金処分額で補てんするものでございます。

最後ですが、105ページから106ページの三瓶上水道事業の会計の暫定予算の中の資本的収入及び支出につきま

平成16年第1回臨時会(2日目) H16.6.1

しては、暫定予算ということで、予測されない突発的な緊急工事等に対応可能な必要経費といたしまして、工事請負費336万2,000円を計上いたしております。資本的収入額が資本的支出に対する不足額は、全額過年度分の損益勘定留保資金346万5,000円で補てんをいたすものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成16年度西予市上水道事業会計暫定予算についての専決処分の報告を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○上甲病院総括事務長 承認第18号「専決処分第19号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第19号は、平成16年度西予市病院事業会計暫定予算について専決処分の承認を求めるものであります。この専決処分は、新市の本予算成立までのつなぎ予算として、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものであります。

予算の説明に入ります前に、少し宇和病院と野村病院の概要についてご説明をさせていただきます。

宇和病院は、一般病床90床、療養病床52床、感染床2床の計144床で、診療科目、内科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科及び脳神経外科といたしております。

野村病院は、一般病床120床で、診療科目は内科、心療内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、婦人科、皮膚科及び麻酔科といたしております。

それでは、平成16年度西予市病院事業会計暫定予算書をごらんいただきたいと思います。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。

第1条は総則でございます。

第2条の業務予定量からご説明を申し上げます。

業務予定量ですが、宇和病院、野村病院を合わせて病床数264床として、1日平均患者数を入院で231人、外来で786人と見込みまして、6月末までの患者数を入院で2万1,021人、外来で4万7,946人といたしております。

続いて、第3条収益的収入及び支出についてご説明をいたします。

まず、収入からその概要を申し上げます。

第1款病院事業収益として9億3,213万7,000円を計上しておりますが、その内訳は入院、外来の診療収入、室料差額、人間ドックや健診収入などの医業収益が9億2,356万6,000円と、医業外収益854万1,000円でございます。

支出では、第1款病院事業費用として9億4,896万5,000円を計上しておりますが、その内訳は職員の人件費や事務費、医業費用が9億4,816万5,000円、医業外費用として、控除対象外消費税80万円でございます。

次に、第4条資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

支出で第1款資本的支出は、建設改良費として医療用機器、病院備品の購入928万2,000円でございます。なお、支出額928万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたすものでございます。

第3条、第4条のご説明をいたしました。詳細につきましては3ページから5ページにかけて病院事業会計暫定予算実施計画書及び6ページから14ページにかけて宇和病院、15ページから21ページにかけて野村病院の予算明細書に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、第5条一時借入金、期間内における一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員の給与費5億1,309万9,000円と、公債費100万円を計上させていただいております。

最後になりましたが、第7条棚卸資産の購入限度額を2億9,130万円と定めるものであります。医療用の薬品、材料等の貯蔵品を購入するための費用であります。

以上、平成16年度宇和病院事業会計暫定予算についての専決処分の報告を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○森野村総合支所長 それでは、承認第19号「専決処分第20号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第20号につきましては、平成16年度野村介護老人保健施設の事業勘定の暫定予算に係る専決処分事項の承認を求めるものでございます。

介護老人保健施設は、介護保健サービスの中核を担う施設といたしましての役割がますます期待をされております。介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、新しい仕様といたしまして注目されておりますユニットケアを導入、実施いたしまして、地域の方々に利用をされております。利用者の介護及び機能訓練、そのほか日常生活上のお世話など、あらゆる支援を行う総合的なケアサービス提供施設でございまして、職員一丸となって努力し家庭介護の軽減に努めております。

提案をさせていただきました本案は、歳入歳出それぞれ1億102万1,000円計上いたしております。

業務の予定量につきましては、入所定員80人でございますけれども、1日平均76人、入所率95%を予定をいたしております。

収入につきましては、施設運営事業収益が9,649万5,000円で、その内訳といたしましては、施設介護給付費収益7,925万8,000円、居宅介護給付費収益1,539万2,000円、その他施設運営事業収益184万5,000円を計上いたしております。施設運営事業外収益2万5,000円、在宅介護支援センター事業収益312万5,000円、居宅介護支援事業収益137万6,000円を計上いたしております。

次に、支出でございますが、施設運営事業費を9,652万円で給与費、材料費、経費等でございます。在宅介護支援センター事業費は312万5,000円、居宅介護支援事業費につきましては137万6,000円を計上させていただいております。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 暫時休憩をいたします。11時5分に再開いたします。(休憩 午前10時54分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時05分)

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第8号から承認第19号までについては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結します。

お諮りいたします。

これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。

承認第8号から承認第19号までについては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第8号から承認第19号までの12件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程2)

○議長 承認第20号「専決処分第21号の承認を求めることについて」から承認第26号「専決処分第27号の承認を求めることについて」までの7件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 承認第20号「専決処分第21号の承認を求めることについて」、承認第21号「専決処分第22号の承認を求めることについて」、承認第22号「専決処分第23号の承認を求めることについて」、承認第23号「専決処分第24号の承認を求めることについて」、承認第24号「専決処分第25号の承認を求めることについて」、承認第25号「専決処分第26号の承認を求めることについて」、承認第26号「専決処分第27号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第20号から第27号までは、西予市発足に伴う一部事務組合等への加入について専決処分の承認を求めるものであります。

合併前の旧町においては、それぞれ広域化、複雑化する事務を共同処理し、事務の効率化、省力化を図るため、一部事務組合等に加入しておりましたが、廃置分合に伴う旧町の廃止により、本年3月31日をもってそれぞれ加入していた一部事務組合等から脱退いたしました。しかしながら、西予市移行後におきましても、共同処理を要する事務が引き続き存在することから、西予市として4月1日付で愛媛県市町村職員退職手当組合、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合、八幡浜地区施設事務組合、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合、南予水道企業団及び南予地方水道水質検査協議会へ加入したものであります。

以上、専決処分7件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第20号から承認第26号までについては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結します。

お諮りいたします。

これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。

承認第20号から承認第26号までについては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第20号から承認第26号までの7件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程3)

○議長 承認第27号「専決処分第28号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○松本生活福祉部長 承認第27号「専決処分第28号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第28号は、旧三瓶町・明浜町衛生事務組合の廃棄物処理施設の財産処分に係る譲渡受け入れについて専決処分の承認を求めるものであります。

合併前において、三瓶町及び明浜町が事務組合方式により、廃棄物処理に係る三瓶町・明浜町衛生事務組合を設置しておりましたが、西予市の設置に伴い、当該事務が本市の直接の事務に組み入れられたことにより、本市が施設に係る財産の譲渡を受け入れるものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

承認第27号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結します。

承認第27号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第27号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程4)

○議長 承認第28号「専決処分第29号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○松本生活福祉部長 承認第28号「専決処分第29号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第29号は、八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の制定について専決処分の承認を求めるものであります。

合併前において、旧明浜町、旧宇和町及び旧三瓶町では、可燃ごみ処理事務について規約を定め八幡浜市に委託しておりましたが、廃置分合により旧町が廃止されることに伴い、3月31日をもって、当該規約を廃止いたしました。しかしながら、可燃ごみ処理事務については、合併後も引き続き八幡浜市にその事務を委託し執行する必要があるもので、4月1日付で地方自治法第252条の14の規定に基づき、当該事務に関する規約を定め、八幡浜市に委託したものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)
○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。
承認第28号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。
承認第28号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第28号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程5)
○議長 承認第29号「専決処分第30号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。
○森総務企画部長 承認第29号「専決処分第30号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第30号は、字の名称の変更について専決処分の承認を求めるものであります。

合併協議の中で、西予市における大字の取り扱いについては、旧町名を残し大字の表示を削ることで確認されており、西予市の設置に伴い、地方自治法第260条第1項の規定により字の名称を変更したものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)
○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。
承認第29号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。
承認第29号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第29号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程6)
○議長 承認第30号「専決処分第31号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。
○森総務企画部長 承認第30号「専決処分第31号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第31号は、西予市指定金融機関の指定について専決処分の承認を求めるものであります。

指定金融機関の指定につきましては、公金の適正な出納事務の処理及び安全かつ効率的な運用を図り、もって住民サービスの向上を図るものであります。東宇和農業協同組合を指定金融機関とすることについては、旧東宇和郡4町の指定金融機関であり、旧三瓶町においても同じJA傘下の西宇和農業協同組合であったため、業務的にも連携が取りやすく、正確かつ安全な事務処理が図られるとともに、市内全域に支所があり、住民サービスの面からも利便性が高いことから指定するものであります。

また、指定第2金融機関には西宇和農業協同組合、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫を指定いたしております。

さらに、公金の収納事務を取り扱う収納代理金融機関には、三瓶湾漁業協同組合、日本郵政公社を指定いたしております。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)
○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。
承認第30号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。
承認第30号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第30号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程7)

○議長 承認第31号「専決処分第32号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○松本生活福祉部長 承認第31号「専決処分第32号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第32号は、旧東宇和衛生事務組合の廃棄物処理施設の財産処分に係る譲渡受け入れについて専決処分の承認を求めるものであります。

承認第27号と同様に、合併前において宇和町、野村町及び城川町でし尿処理に係る事務の共同処理のため、東宇和衛生事務組合を設置しておりましたが、西予市の設置に伴い、当該事務が本市の直接の事務に組み入れられたことにより、本市が施設に係る財産の譲渡を受け入れたものでございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

承認第31号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。

承認第31号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第31号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程8)

○議長 承認第32号「専決処分第33号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 承認第32号「専決処分第33号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分第33号は、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合への加入について専決処分の承認を求めるものであります。

愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合は、議会議員の公務災害補償等に関する事務を共同処理するため設置された一部事務組合であります。今回の合併に伴い、合併の前日に旧5町とも当組合から脱退いたしました。当該組合規約では町村議会議員等の範囲に合併により市を設置した場合の議会議員も含めることとされていることから、4月2日に西予市として引き続き加入したものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

承認第32号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。

承認第32号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第32号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時26分)

○議長 再開をいたします。(再開 午後1時28分)

(日程9)

○議長 議案第1号「西予市公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○三好市長 議案第1号「西予市公平委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の設置に伴い、旧町では県に委託しておりました公平委員会の事務を市で行うこととなるため、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、本市において公平委員を組織する必要があります。これによりますと、委員の人選について慎重に検討してまいりました結果、二宮健氏を選任したいと存じます。

二宮氏は、昭和37年9月に野村町役場に採用されて以来、数々の行政分野を経験され、平成14年3月に東宇和衛生事務組合事務局長を最後に退職されております。二宮氏は、経歴のとおり人事行政によく精通され、また人格高潔な方であり、西予市公平委員会委員として適任者であると考えますので、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第1号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号はこれに同意することに決定いたしました。

(日程10)

○議長 議案第2号「西予市公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

- 三好市長 議案第2号「西予市公平委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。
西予市の設置に伴う公平委員の委員の人選について慎重に検討してまいりました結果、矢野政嗣氏を選任したいと存じます。

矢野氏は、昭和38年4月に中学校教諭として採用されて以来、平成12月3月に退職されるまで数々の中学校に着任されており、また平成15年4月からは社会教育指導員としてご活躍いただいております。矢野氏は経歴のとおり、教育人事によく精通され、また人格高潔な方であり、西予市公平委員会委員として適任者であると考えますので、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第2号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号はこれに同意することに決定いたしました。

(日程11)

- 議長 議案第3号「西予市公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

- 三好市長 議案第3号「西予市公平委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の設置に伴う公平委員会の委員の人選について慎重に検討してまいりました結果、仲川幸子氏を選任したいと存じます。

仲川氏は、平成9年4月に三瓶女性塾に入塾され、ボランティア活動に取り組み、平成15年4月からは塾長に就任されております。また、平成12年4月からは、三瓶北公民館運営審議会委員にも就任いただいております。適正な公民館運営にご尽力をいただいております。仲川氏は経歴のとおり、人格高潔でボランティア活動を通じて地方自治行政によく精通された方であり、西予市公平委員会委員として適任者であると考えますので、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第3号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第3号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号はこれに同意することに決定いたしました。

(日程12)

- 議長 議案第4号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

- 三好市長 議案第4号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の設置に伴い、旧町の固定資産評価審査委員会委員の中から暫定委員が選任されておりましたが、その任期が本臨時会をもって満了となります。これによります新たな委員の選任について慎重に検討してまいりました結果、土居義昭氏を選任したいと存じます。

土居氏は、明浜町農業委員会委員を平成11年4月から2期5年歴任され、また明浜町宮野浦区の代表区長及び明浜町区長連絡協議会の会長をそれぞれ歴任されております。このように、土居氏は本委員会の委員として豊富な知識と経験を有する適任者であると考えますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第4号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第4号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号はこれに同意することに決定いたしました。

(日程13)

- 議長 議案第5号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

- 三好市長 議案第5号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の暫定委員の任期満了に伴う新たな委員の選任について、慎重に検討してまいりました結果、芝元孝雄氏を選任したいと存じます。

芝元氏は、平成10年3月に東宇和農業協同組合を退職するまで生活部長、金融部長を歴任され、また平成14年8月から平成16年3月まで宇和町宇和財産区議会議員に1期就任されております。このように、芝元氏は本委員会の委員として豊富な知識と経験を有する適任者であると考えますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第5号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第5号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号はこれに同意することに決定いたしました。

(日程14)

○議長 議案第6号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○三好市長 議案第6号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。固定資産評価審査委員会の暫定委員の任期満了に伴う新たな委員の選任について、慎重に検討してまいりました結果、上甲進氏を選任したいと存じます。

上甲氏は、昭和49年2月から司法書士を開業されており、また平成15年8月から平成16年3月まで野村町固定資産評価審査委員会委員に就任いただいております。このように、上甲氏は本委員会の委員として豊富な知識と経験を有する適任者であると考えますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第6号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第6号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号はこれに同意することに決定いたしました。

(日程15)

○議長 議案第7号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○三好市長 議案第7号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。固定資産評価審査委員会の暫定委員の任期満了に伴う新たな委員の選任について、慎重に検討してまいりました結果、河野肇氏を再任したいと存じます。

河野氏は、平成11年3月に城川基幹支所長を最後に、東宇和農業協同組合を退職された後平成13年10月から現在に至るまで固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております。このように河野氏は、本委員会の委員として豊富な知識と経験を有する適任者であると考えますので、引き続き再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第7号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第7号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号はこれに同意することに決定いたしました。

(日程16)

○議長 議案第8号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

○三好市長 議案第8号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。固定資産評価審査委員会の暫定委員の任期満了に伴う新たな委員の選任について、慎重に検討してまいりました結果、宇都宮誠二氏を選任したいと存じます。

宇都宮氏は土地家屋調査士の資格を有されているとともに、平成12月4月から平成16年3月まで、三瓶町都市計画審議会委員としてご活躍いただいております。このように、宇都宮氏は本委員会の委員として豊富な知識と経験を有する適任者であると考えますので、地方税法423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第8号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第8号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後1時45分)

○議長 再開をいたします。(再開 午後1時47分)

(日程17)

○議長 議案第9号「西予市監査委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○三好市長 議案第9号「西予市監査委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。西予市の設置に伴う監査委員の選任について慎重に検討してまいりました結果、池島賢治氏を選任したいと存じます。

池島氏は、平成7年6月に宇和病院事務長を退職されると同時に宇和町収入役に就任され、以来3期8年9カ月の長きにわたり、厳しい財政状況の中、収入役として卓越した行政手腕を発揮されてこられました。このように池島氏は、人格高潔で監査委員としての豊富な知識と経験を有する適任者であると考えますので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第9号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第9号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号についてはこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後1時48分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時51分)

(日程18)

○議長 議案第10号「西予市監査委員の選任について」を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、岡田周三君の退場を求めます。

理事者の説明を求めます。

○三好市長 議案第10号「西予市監査委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の設置に伴う議員からの選出による監査委員について、慎重に検討してまいりました結果、岡田周三氏を選任したいと存じます。

岡田氏は、野村町議会において、産業福祉委員会委員長につかれるなど人格高潔で、監査委員として豊富な知識と経験を有する適任者であると考えますので、地方自治法第196条第1項の規定に基づく議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第10号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第10号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号についてはこれに同意することに決定いたしました。

岡田周三君の入場を許可します。

(日程19)

○議長 選挙第3号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に浅野泰義君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました浅野泰義君を当選人と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました浅野泰義君が八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました方が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(日程20)

○議長 選挙第4号「南予水道企業団議会議員選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

南予水道企業団議会議員に沖野健三君を指名いたします。私ですが、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました沖野健三君を当選人と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました沖野健三君が南予水道企業団議会議員に当選いたしました。よろしくお願いいたします。

ただいま当選されました方が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(日程21)

○議長 これより選挙第5号「西予市選挙管理委員会委員及び補充員選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、議長において指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選により行うことに決定いたしました。

西予市選挙管理委員会委員には前橋英之君、山本武紀君、鷹尾哲彦君、宇都宮久男君、補充員には第1順位原田義徳君、第2順位松下信孝君、第3順位清水忠夫君、第4順位清水享司君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員及び同補充委員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平成16年第1回臨時会(2日目) H16.6.1

○議長 ご異議なしと認めます。よって、指名いたしました前橋英之君、山本武紀君、鷹尾哲彦君、宇都宮久男君を西予市選挙管理委員会委員に、第1順位原田義徳君、第2順位松下信孝君、第3順位清水忠夫君、第4順位清水享司君が順序のとおり同補充委員に当選されました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時00分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時01分)
(日程22)

○議長 議会運営委員会における所管事務の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、地方自治法第109条第6項の規定により、平成17年3月末日まで、閉会中も委員会の所管する事務全般について継続審査としたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。委員長の申し出のとおり、申し出の事件を閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

これをもって平成16年第1回西予市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時02分

平成16年第1回西予市議会臨時会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
選挙第 1 号	議長の選挙	16.5.31	投 票
選挙第 2 号	副議長の選挙	16.5.31	投 票
発議第 1 号	西予市議会会議規則の制定について	16.5.31	原案可決
発議第 2 号	西予市議会委員会条例の制定について	16.5.31	原案修正 可決
発議第 3 号	西予市議会傍聴規則の制定について	16.5.31	原案可決
発議第 4 号	西予市議会事務局設置条例の制定について	16.5.31	原案可決
	常任委員の選任について	16.5.31	議長指名
	議会運営委員の選任について	16.5.31	議長指名
承認第 1 号	専決処分第1号の承認を求めることについて（西予市役所の位置を定める条例ほか257件の条例制定について）	16.5.31	原案承認
承認第 2 号	専決処分第2号の承認を求めることについて（田之浜地区コミュニティーセンター設置条例ほか6件の条例制定について）	16.5.31	原案承認
承認第 3 号	専決処分第3号の承認を求めることについて（宇和町文化会館設置条例ほか16件の条例制定について）	16.5.31	原案承認
承認第 4 号	専決処分第4号の承認を求めることについて（野村町野村地区財産区議会設置条例ほか18件の条例制定について）	16.5.31	原案承認
承認第 5 号	専決処分第5号の承認を求めることについて（城川町有代替自動車の設置及び管理運営等に関する条例ほか9件の条例制定について）	16.5.31	原案承認
承認第 6 号	専決処分第6号の承認を求めることについて（三瓶町デイサービスセンター設置条例ほか3件の条例制定について）	16.5.31	原案承認
承認第 7 号	専決処分第7号の承認を求めることについて（平成16年度西予市一般会計暫定予算）	16.5.31	原案承認
承認第 8 号	専決処分第8号の承認を求めることについて（平成16年度西予市国民健康保険特別会計暫定予算）	16.6.1	原案承認
承認第 9 号	専決処分第9号の承認を求めることについて（平成16年度西予市老人保健特別会計暫定予算）	16.6.1	原案承認
承認第 10 号	専決処分第10号の承認を求めることについて（平成16年度西予市介護保険特別会計暫定予算）	16.6.1	原案承認
承認第 11 号	専決処分第11号の承認を求めることについて（平成16年度西予市授産場特別会計暫定予算）	16.6.1	原案承認
承認第 12 号	専決処分第13号の承認を求めることについて（平成16年度西予市住宅資金等貸付事業特別会計暫定予算）	16.6.1	原案承認
承認第 13 号	専決処分第14号の承認を求めることについて（平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計暫定予算）	16.6.1	原案承認

承認第 14号	専決処分第15号の承認を求めることについて（平成16年度西予市簡易水道特別会計暫定予算）	16.6.1	原案承認
承認第 15号	専決処分第16号の承認を求めることについて（平成16年度西予市公共下水道事業特別会計暫定予算）	16.6.1	原案承認
承認第 16号	専決処分第17号の承認を求めることについて（平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計暫定予算）	16.6.1	原案承認
承認第 17号	専決処分第18号の承認を求めることについて（平成16年度西予市上水道事業会計暫定予算）	16.6.1	原案承認
承認第 18号	専決処分第19号の承認を求めることについて（平成16年度西予市病院事業会計暫定予算）	16.6.1	原案承認
承認第 19号	専決処分第20号の承認を求めることについて（平成16年度西予市老人保健施設事業会計暫定予算）	16.6.1	原案承認
承認第 20号	専決処分第21号の承認を求めることについて（愛媛県市町村職員退職手当組合への加入について）	16.6.1	原案承認
承認第 21号	専決処分第22号の承認を求めることについて（愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合への加入について）	16.6.1	原案承認
承認第 22号	専決処分第23号の承認を求めることについて（愛媛県市町村交通災害共済組合への加入について）	16.6.1	原案承認
承認第 23号	専決処分第24号の承認を求めることについて（八幡浜地区施設事務組合への加入について）	16.6.1	原案承認
承認第 24号	専決処分第25号の承認を求めることについて（八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合への加入について）	16.6.1	原案承認
承認第 25号	専決処分第26号の承認を求めることについて（南予水道企業団への加入について）	16.6.1	原案承認
承認第 26号	専決処分第27号の承認を求めることについて（南予地方水道水質検査協議会への加入について）	16.6.1	原案承認
承認第 27号	専決処分第28号の承認を求めることについて（廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）の財産処分にかかる譲渡受入れについて）	16.6.1	原案承認
承認第 28号	専決処分第29号の承認を求めることについて（八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の制定について）	16.6.1	原案承認
承認第 29号	専決処分第30号の承認を求めることについて（字の名称の変更について）	16.6.1	原案承認
承認第 30号	専決処分第31号の承認を求めることについて（西予市指定金融機関の指定について）	16.6.1	原案承認
承認第 31号	専決処分第32号の承認を求めることについて（廃棄物処理施設（し尿処理施設）の財産処分にかかる譲渡受入れについて）	16.6.1	原案承認
承認第 32号	専決処分第33号の承認を求めることについて（愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合への加入について）	16.6.1	原案承認
議案第 1号	西予市公平委員会委員の選任について	16.6.1	原案同意
議案第 2号	西予市公平委員会委員の選任について	16.6.1	原案同意

議案第	3号	西予市公平委員会委員の選任について	16.6.1	原案同意
議案第	4号	西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	16.6.1	原案同意
議案第	5号	西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	16.6.1	原案同意
議案第	6号	西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	16.6.1	原案同意
議案第	7号	西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	16.6.1	原案同意
議案第	8号	西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	16.6.1	原案同意
議案第	9号	西予市監査委員の選任について	16.6.1	原案同意
議案第	10号	西予市監査委員の選任について	16.6.1	原案同意
選挙第	3号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員選挙	16.6.1	指名推薦
選挙第	4号	南予水道企業団議会議員選挙	16.6.1	指名推薦
選挙第	5号	西予市選挙管理委員会委員及び補充員選挙	16.6.1	指名推薦
		議会運営委員会における所管事務の継続審査について	16.6.1	承認